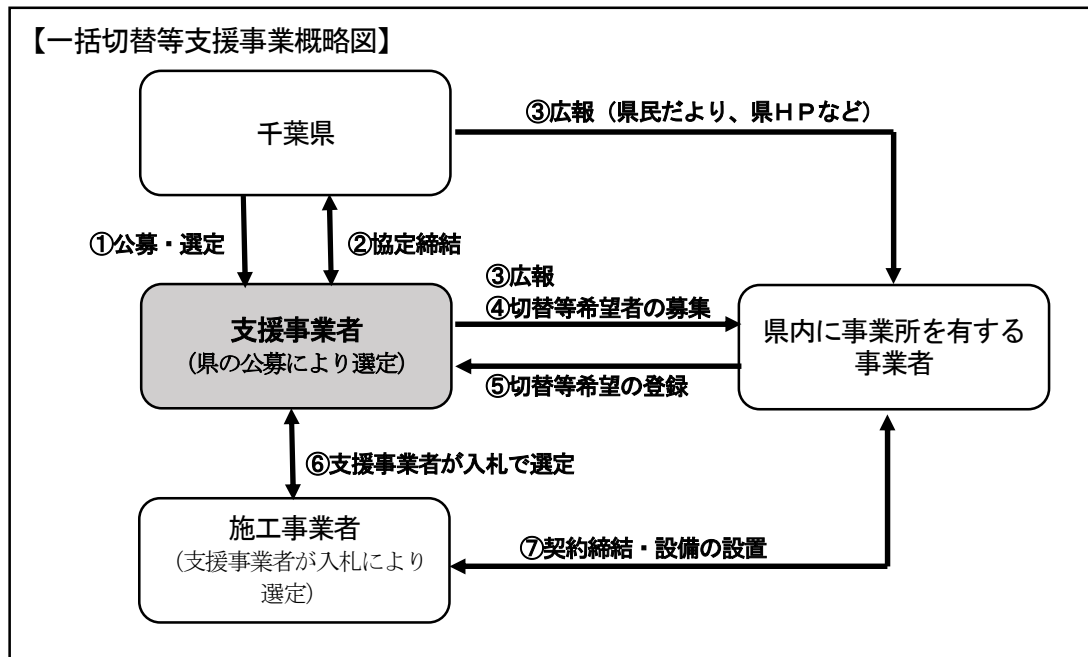


千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業企画提案（プロポーザル）募集要項

1 事業の目的

県と協定を締結した支援事業者が、蛍光灯等の非 LED 照明設備から LED 照明設備への切替や LED 照明設備の導入を希望する事業者（以下「切替等希望者」という。）を募り、一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を促し、LED 照明設備の更なる普及拡大を図ることを目的とし、本事業を実施するものである。



2 事業の概要

(1) 事業名

千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業

(2) 事業の内容

千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 事業実施期間

協定締結の日から令和10年3月31日まで。なお、完了が令和10年3月31日以降となる場合は、協議により協定期間を延長することができる。

(4) 事業実施に係る費用

事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が LED 照明設備の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

3 参加資格

以下のすべての要件を満たす者であること。なお、共同で事業を実施する（以下「共同事業体」という。）場合においては、代表団体が全ての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。

(3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者

の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 別に設置する『千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業』支援事業者選考審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の委員でないこと。
- (6) 審査委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。
- (7) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

4 プロポーザル参加申出に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を、下記の提出先に持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業プロポーザル参加申出書（様式1）

(2) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時【必着】

なお、受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までの間に行う。

ただし、郵送の場合にあつては、令和7年7月11日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎3階

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 企画調整班

（電 話：043-223-4645）

（メール：e-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp）

5 質問の受付

募集要項の内容、その他本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問は、質問書（様式2）を電子メールにより送付すること。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。（到達確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）

(2) 受付期間

令和7年7月11日（金）午後5時まで

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、とりまとめの上令和7年7月14日（月）以降、前記4によりプロポー

ザル参加申出書を提出したすべての者に対し、電子メールにて回答する。

(4) 質問の提出先

前記4 (3) に同じ。

6 プロポーザルへの参加手続き

参加申出を行い、プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を作成し下記の提出先に持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

ア 千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業企画提案書 (様式3)

イ 企画提案書 (様式4)

ウ 誓約書 (様式5)

エ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (申請日から3か月以内のもの。)

オ 納税証明書 (国税) (税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申請日から3か月以内のもの。)

カ 納税証明書 (千葉県税) (千葉県の県税事務所が発行する千葉県税の完納証明書で、申請日から3か月以内のもの。千葉県内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることとする。)

キ 定款又は規約

ク 直近2事業年度の財務諸表の写し (貸借対照表及び損益計算書)

ケ 収支見込等 (任意様式)

コ 会社概要書 (設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。)

サ 国、又は地方公共団体において実施した省エネルギー設備の一括切替等支援事業又は類似の一括切替等支援事業の契約書等の写し (3件まで)

(2) 提出部数

各1部。ただし、(1) イ、ケについては、各10部。

(3) 提出期限

令和7年7月18日 (金) 午後5時【必着】

なお、受付は土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までの間に行う。

ただし、郵送の場合にあつては、令和7年7月18日 (金) 午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

前記4 (3) に同じ。

7 企画提案書の作成

プロポーザルへの参加手続きの際に提出する企画提案書 (様式4) には、仕様書を参考に以下の項目について記載すること。なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

(1) 事業の実施体制（様式4別紙1）

統括責任者、プロジェクトリーダー、施工検査に関する業務責任者、コールセンターに関する業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載すること。

また、それら人員体制の業務内容についても具体的に記載すること。

(2) 事業の実績（様式4別紙2）

提案者が過去に実施した、省エネルギー設備の一括切替等支援事業又は類似の一括切替等支援事業*の実績について記載すること。また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※ 類似の一括切替等支援事業とは、省エネルギー設備に限らず物品・サービス等の購入を希望する者を募集し、その数を取りまとめた上で、物品・サービス等を提供する事業者を選定し、購入を希望する者と提供する事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいう。

(3) 事業実施スケジュール（様式4別紙3）

本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

(4) 広告宣伝について（様式4別紙4）

県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案を行うこと。

(5) LED 照明設備の施工事業者の選定について（様式4別紙5）

LED 照明設備を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要となる基準（選定基準）の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案すること。

(6) 施工検査について（様式4別紙6）

LED 照明設備の設置、稼働に関する安全性等を担保することができる施工検査について、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をすること。

(7) 問合せ対応について（様式4別紙7）

本事業に関する問合せや苦情に対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法（電話、インターネット、メール等）、稼働時間、設置期間等、具体的な提案を行うこと。

(8) リスク管理について（様式4別紙8）

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。

（想定されるリスクの例）

- ・本事業へ参加をして、LED 照明設備の設置を希望される方が、設置の意向を辞退する（以下「辞退者」という。）ことにより、施工事業者に余剰在庫が生じる。
- ・支援事業者は、本事業への参加者数を想定して、施工事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等。

(9) 収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。

(10) 企画提案書の作成に当たっての注意事項

ア 様式4の右上の「識別記号」枠は何も記載しないこと。

イ 企画提案書（様式4）の書類に、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別又は推定

できる文言等を記載しないこと。

ウ 本文に使用する文字のフォントサイズは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。

8 企画提案書の審査

(1) 選考方法

受託者の選考は、事務局（千葉県環境生活部温暖化対策推進課）及び審査委員会において、書類審査及びヒアリングを実施し、提案内容や提案者の実績等について多角的に審査し、最も優れた提案をした提案者を選考するものとする。

ア 書類審査

参加資格を有する提案者の数が 5 者以上の場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、審査委員会に参加する 4 者を選考する。審査結果は、令和 7 年 7 月 24 日（木）を目途に提案者全員に通知する。

なお、本審査を通過しない者は審査委員会に参加することができない。

イ 審査委員会

県が設置する審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を協定締結候補者に選定する。

審査委員会は、令和 7 年 7 月 28 日（月）に県庁にて実施する予定であり、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 提案書の審査項目及び審査基準

審査に当たっては、「(別表) 審査基準」に掲げる項目及び基準により総合的に評価する。

(3) 選考結果

審査委員会の選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

(別表) 審査基準

表審査項目		配点	審査基準
事業主体	実施体制	25	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績		本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況		事業者の経営状況は安定しているか。
事業内容	購入希望者の募集 (広告宣伝)	50	効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。
	施工事業者の選定		財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全にLED照明設備を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査		LED照明設備の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。
	問合せ対応 (コールセンターの設置等)		・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。
	リスク管理		想定されるリスクへの対応策が講じられているか(購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の余剰在庫を防止する方策等)。
事業計画(総合評価)		25	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。
合計		100	—

- ・事業内容のうち「問合せ対応」「リスク管理」については、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
- ・審査委員会において、審査委員の平均得点が60点を下回る場合は失格とする。
- ・審査委員会の委員別に提案者ごとに順位点を付与し、全委員の順位点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として決定する。なお、順位点の合計が同一である場合は、合議によって優先交渉権者を決定する。

9 提案の無効に関する事項

提案者が次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 前記3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 単独で応募した法人が、他で応募する共同事業体の構成員となったとき。
- (4) 共同事業体の構成員が、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募したとき。

- (5) その他、提示した事項及び本プロポーザルに関する条件に違反、あるいは不適切な行為があったとき。

10 協定

(1) 協定締結について

審査委員会において最優秀提案者に選考された提案者を協定締結候補とし、業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 協定期間について

協定締結の日から令和10年3月31日（金）まで。なお、工事完了が令和10年3月31日以降となる場合は、協議により協定期間を完了まで延長することができる。

(3) 留意事項

ア 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部変更・修正を行う場合がある。

イ 業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託する場合はこの限りではない。

ウ 本業務で得た成果品及び著作権については、全て県に帰属する。

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出書類は返還しないものとする。

(3) 提出期限後の参加申出書又は提案書の再提出及び差し替えは認めない。

(4) 企画提案書等の提出書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。

(5) 企画提案に使用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。

様式 1

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者職氏名

千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業支援事業
プロポーザル参加申出書

「千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業」に参加を希望するので、申し出ます。
なお、当プロポーザルの参加資格要件を全て満たしていることを誓約します。

[担当者連絡先]

部 署 名

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電子メール

様式2

質 問 書

質 問 日	令和 年 月 日	整理番号 (県で記載)	
団 体 名			
質問者連絡先	担 当 部 署 名		
	担 当 者 職 ・ 氏 名		
	電話番号 (内線番号)		
	F A X 番 号		
	電 子 メ ー ル		

質 問 項 目	
内 容	

注) 質問書は、質問1問につき1枚とすること。

様式3

千葉県LED照明設備一括切替等支援事業企画提案書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(提案者)

所在地

団体名

代表者職氏名

標記業務について、下記の関係書類を添えて提案します。

記

添付資料

- 1 企画提案書（様式4）
- 2 誓約書（様式5）
- 3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 4 納税証明書（国税）
- 5 納税証明書（千葉県税）
- 6 定款又は規約
- 7 直近2事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）
- 8 収支見込等（任意様式）
- 9 会社概要書
- 10 本事業又は類似の一括切替等支援事業の契約書等の写し

(担当者連絡先)

部 署 名

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電子メール

企画提案書

事業名 千葉県LED照明設備一括切替等支援事業

添付書類

- ・別紙 1 事業の実施体制
- ・別紙 2 事業の実績
- ・別紙 3 事業実施スケジュール
- ・別紙 4 広告宣伝について
- ・別紙 5 LED照明設備の施工事業者の選定について
- ・別紙 6 施工検査について
- ・別紙 7 問合せ対応について
- ・別紙 8 リスク管理について
- ・収支見込等（任意様式）

事業概要について

（LED 照明設備の一括切替等支援事業の実施地域や実施方法、事業への参加見込数、LED 照明設備の導入見込数など、事業の概要（全体像）について記載すること。）

注 1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

別紙 1

1 (1) 事業の実施体制

役割	氏名 (所属部署・役職)	予定従事者数	経験・資格・能力 等	業務内容
統括責任者				
プロジェクトリーダー				
施工検査業務責任者				
コールセンター 業務責任者				
サポート体制				

注1：所属部署・役職については、共同事業体の場合は、法人名を記載すること。

注2：所属部署、役職については、再委託を行う場合は、再委託先の法人名、所属部署等を記載すること。

注3：予定従事者数については、再委託を行う場合は、再委託先の法人名を記載すること。

注4：サポート体制については、主体的に事業を行う実施体制以外に、事業をサポートできる体制が整っている場合には、その内容を記載すること。

注5：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注6：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

(2) 県との連絡体制

(連絡体制図及び連絡先)

別紙2

2 (1) 事業の実績

No.	法人名	実施時期	実施場所	内容	成果
1					
2					
3					
4					
5					

注1：省エネルギー設備の一括切替等支援事業又は類似の一括切替等支援事業※について実績を記載すること。

※類似の一括切替等支援事業とは、省エネルギー設備に限らず物品・サービス等の購入を希望する者を募集し、その数を取りまとめた上で、物品・サービス等を提供する事業者を選定し、購入を希望する者と提供する事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいう。

注2：事業の成果を証するものがある場合は可能な範囲で資料添付すること。

注3：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

(2) 実績を踏まえた優位性等

(実績を踏まえた自社の優位性等がある場合には具体的に記載すること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

別紙3

3 事業実施スケジュール

	令和7年										令和8年		
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
切替等 希望者 募集	←記載項目の例												
広告 宣伝													
施工 事業者 募集・ 選定													
コール センタ ー設置													
HP 構築・ 運用													
施工													
施工 検査													
	←												

注1：線表等を用いて、事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記入すること。

注2：仕様書に記載された業務は漏れなく記載すること。

注3：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注4：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

注5：令和8年度以降のスケジュールも本様式に準じて作成すること。

4 広告宣伝について

（県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案を行うこと。）

注 1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

5 LED 照明設備の施工事業者の選定について

(LED 照明設備を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要となる基準（選定基準）の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案すること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

別紙6

6 施工検査について

(LED 照明設備の設置、稼働に関する安全性等を担保することができる施工検査について、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をすること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

別紙7

7 問合せ対応について

（本事業に関する問合せや苦情へ対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法（電話、インターネット、メール等）、稼働時間、設置期間等、具体的な提案を行うこと。）

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

8 リスク管理について

（本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。）

（想定されるリスクの例）

- ・本事業へ参加をして、LED 照明設備の設置を希望される方が、設置の意向を辞退する（以下「辞退者」という。）ことにより、施工事業者に余剰在庫が生じる。
- ・支援事業者は、本事業への参加者数を想定して、施工事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等。

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

様式 5

誓 約 書

事業者 所在地
名称
(法人名又は共同事業体名称)
代表者 職 氏名
(共同事業体の代表者の場合は、法人名も併記すること)

「千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業企画提案（プロポーザル）」に参加するに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 千葉県の指名停止措置を受けていないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者でないこと。
- 4 県税その他の租税を滞納していないこと。
- 5 LED 照明設備について精通していること。
- 6 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 7 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。
- 8 募集要項等に応ずる業務を履行する能力を有すること。
- 9 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- 10 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。